

示：「相続人の調査」、「相続人調査のための戸籍等収集に係る調査」等の業務）。

II. 国土交通省の「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策・最終とりまとめ」（以下「最終とりまとめ」という。）及び「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）普及のための取り組みについて

●土協会及び会員への周知・協力依頼

1. 土協会会長に対して、国土交通省の「最終とりまとめ」及び「ガイドライン」に係る資料を配付のうえ説明を実施。
併せて、本会の対応方針について説明・報告。 （2016年3月）
2. 前項1について、土協会会長に対して、土協会会員への周知を要請（会長名による通知）。 （2016年3月）
3. 本会Webページに国土交通省の「最終とりまとめ」及び「ガイドライン」に係る案内記事等を掲載のうえ、会員への周知を図る。
（2016年4月）

●国土交通省作成「土地届け」パンフレットの配布

国土交通省作成「土地届け」パンフレット2800部を以下のとおり配布（一部予定を含む。）しています。

1. 本会事務局において、国土交通省作成「土地届け」パンフレットの配布開始（100部）。併せて、本会Webページに、本件に係る案内を掲載のうえ、周知、PR活動を開始。 （2016年4月）
2. 本会主催、不動産鑑定評価の日記念講演会を大阪市の大阪商工会議所において開催。同記念講演会において、国土交通省作成「土地届け」パンフレットを配布のうえ、PRを実施。 （2016年4月13日）
講演者：勝谷誠彦氏（コラムニスト） 参加者数：約700名
講演テーマ：世界動乱の中の地域経済
3. 土協会の不動産鑑定相談所において、また、無料相談会においてPR等を実施いただくべく、国土交通省作成「土地届け」パンフレットを配布。一般国民への周知・PR方について依頼（2000部）。（2016年8月）

以 上